

報告第 3 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 2 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和8年8月7日

白井市長 笠 井 喜 久 雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 白井市在住の個人1人

2 事故の概要

令和8年6月28日午後6時28分頃、相手方が市道12-002号線を自動車で走行中、富士263番50地先にて舗装の一部が剥がれて車体に巻き込んだため、車両の一部が損傷したものの。

3 損害賠償の額 金508,596円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として、金508,596円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。